

まちづくりガイドラインに関するアンケート ご協力をお願い

上落合東部まちづくりの会

地域の皆様には、日頃より上落合東部まちづくりの会の活動にご協力いただき、ありがとうございます。

上落合東部まちづくりの会では、『安心して住める・住み続けられるまち』の実現に向けて、「まちづくりガイドライン」の検討に取り組んでいます。この度、ガイドラインを策定するに当たり、地域の皆様のご意見を伺いたく、**ガイドラインに定めるルール**についてアンケートを実施することとしました。

本紙をご一読の上、アンケートへのご協力をお願いいたします。



上落合東部地区の範囲

アンケートについて

返送期限

令和元年

12月17日(火)

対象者・対象範囲

上落合東部地区の範囲内に

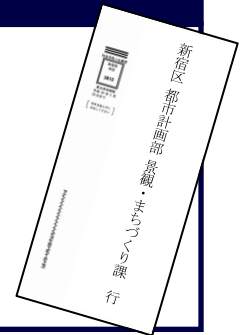
「お住まいの方」

「土地または建物をお持ちの方」

返送方法

同封する返信用の封筒によりご返送ください。

※切手は不要です。そのままポストへご投函ください。



これまでのあゆみ と 今後の予定

平成27年度	第1回	まちづくりの会	まちづくりの会発足(8月)	
平成28~29年度	第2~6回	まちづくりの会	} まちづくり構想の検討	
平成30年度	第7回	まちづくりの会		
まちづくり構想 策定				
	第8~9回	まちづくりの会	} まちづくりガイドラインの検討	
今年度	7月	第10回		まちづくりの会
	10月	第11回		まちづくりの会
	今回	アンケート		
令和2年2月予定	第12回	まちづくりの会	} ガイドラインの取りまとめを行います。	
令和2年3月予定	まちづくりガイドライン 策定			



まちづくり構想
平成30年7月策定

まちづくりの構想の「**すぐに取りかかると**」に位置付けられた「**マナーや暮らしのルール作り**」として「**まちづくりガイドライン**」の策定を目指しています。

まち歩きを行いました。

まちづくりガイドラインの検討

ガイドラインの取りまとめを行います。

まちづくりガイドラインについて

まちづくりガイドラインとは、地域の課題を解決するための、まち独自のルールです。**法的な拘束力はありません**が、ライフスタイルの異なる多様な人々が暮らす地域の中で、お互いが気持ちよく住み続けていけるようにするためのルールとして取りまとめるものです。

まちづくりの会では、地域の現状や課題を踏まえて、当地区に適したまちづくりガイドラインを検討してきました。現在の案は以下の通りです。



検討の様子

まちづくりガイドライン（案）

くらしのルール

1 ごみ捨て

- ◆ 資源・ごみは、収集日を確認して適切な方法で出してください。



2 自転車等の駐車マナー

- ◆ 自転車等を路上に駐車せず、駐輪場等の利用により敷地内に停めてください。

3 庭木等

- ◆ 庭木の手入れは適度に行ってください。
- ◆ 道路上には、植木鉢等を置かないでください。

4 空き家

- ◆ お持ちの建物が空き家の方は、適切な管理をしてください。



建物の建て方のルール

1 集合住宅



- ◆ 集合住宅には、近隣住民に管理者の連絡先がわかるよう、看板等を設置してください。
- ◆ 集合住宅を建築する際は、十分な駐輪場とごみ置き場を設けてください。

2 ゆとりある敷地の利用

- ◆ 敷地を分割したり建物を建てる際は、可能な範囲で隣棟間隔を確保するなど、ゆとりある敷地の利用を心がけてください。

3 建物の外観

- ◆ 建物の外壁や屋外広告物には、派手な色の使用は避けてください。

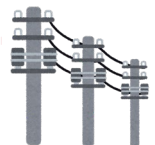
4 塀などの工作物



- ◆ 道路に面するブロック塀等は災害時の倒壊による事故を防ぐため、できるだけ低くしてください。
- ◆ 道路に面する塀は、フェンスや生け垣等の軽い素材を使用してください。

5 電柱

- ◆ 電柱が通行の妨げとなっている場合は、可能な範囲で電柱を通行の妨げとならない位置に移設するよう、近隣の方や管理者と相談してください。



■お問合せ先

新宿区 都市計画部 景観・まちづくり課(櫻井、多久田、川上)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1 本庁舎8階
電話: 03-5273-3843(直通) FAX: 03-3209-9227



こちらから上落合
東部まちづくりの
情報(新宿区HP)
がご覧になれます

上落合東部地区

まちづくりガイドラインに関する アンケート

上落合東部まちづくりの会

本アンケート票に同封しております「まちづくりガイドラインに関するアンケートご協力をお願い」をご一読の上、アンケートへのご協力をお願いいたします。

調査結果は、当地区のまちづくりの検討のみに使用し、他の目的に転用することはありません。

●返送期限●

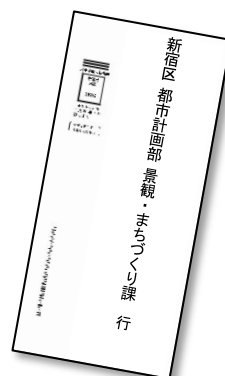
令和元年

12月17日(火)

●返送方法●

同封する返信用の封筒によりご返送ください。

※切手は不要です。そのままポストへご投函ください。



はじめに、あなたご自身のことについてお聞きします。

問1 年齢や世帯構成について、差し支えない範囲でご回答ください。

(①～④の各選択肢の該当するもの1つに○をつけてください。)

①ご住所

1. 地区内に居住（上落合.....丁目.....番地）
2. 地区外に居住
所有する土地・建物のご住所（上落合.....丁目.....番地）

※よろしければ丁目と番地をご記入ください。

②ご年齢

1. 20歳未満
2. 20歳代
3. 30歳代
4. 40歳代
5. 50歳代
6. 60歳代
7. 70歳代
8. 80歳以上

③世帯構成

1. 一人暮らし
2. 夫婦のみ
3. 二世帯世帯（親と子）
4. 三世帯世帯（親と子と孫）
5. その他（ ）

④権利状況

1. 地区内に土地と建物を所有している
2. 地区内に土地を所有している
3. 地区内に建物を所有している
4. 土地と建物の所有者ではない（借家、賃貸）

※マンションを区分所有されている方は、「1」に○をつけてください。

次に、まちづくりガイドラインのルールについてお尋ねします。

以下のルールは、まちの課題を解決するためのルールとして、まちづくりの会で検討したものです。当地区の現状を踏まえ、各ルールの必要性についてご回答ください。
なお、ルールは、「**くらしのルール**」と「**建物の建て方のルール**」に分かれています。

まず、「**くらしのルール**」について、お伺いします。(問2～問5)

問2 ごみ捨てについて

くらしのルール

現状 収集日に関係なくごみが捨てられ、回収されずに路上に放置されたごみが所々に見られます。

ルール 資源・ごみは、収集日を確認して適切な方法で出してください。

上記ルールの必要性について該当する選択肢1つに○をつけてください。

【 1. 必要である 2. 必要ではない 3. どちらとも言えない 】

上記の選択肢を選んだ理由（自由記述）



問3 自転車等の駐車マナーについて

くらしのルール

現状 地区内に駐輪場がありますが、路上に止められた自転車等も多くあります。

ルール 自転車等(※)を路上に駐輪せず、駐輪場等の利用により敷地内に停めてください。

上記ルールの必要性について該当する選択肢1つに○をつけてください。

【 1. 必要である 2. 必要ではない 3. どちらとも言えない 】

上記の選択肢を選んだ理由（自由記述）



※自転車等とは、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。

問4 庭木等について

くらしのルール

現状 道路にはみ出たり、電線に接触している庭木があり、事故等につながる危険性があります。また、道路上に植木鉢を置くことで通行の妨げになっている場所も見受けられます。避難路を確保する面でも注意が必要です。

ルール1 庭木の手入れは適度に行ってください。

上記ルールの必要性について該当する選択肢1つに○をつけてください。

【 1. 必要である 2. 必要ではない 3. どちらとも言えない 】

ルール2 道路上には、植木鉢等を置かないでください。

上記ルールの必要性について該当する選択肢1つに○をつけてください。

【 1. 必要である 2. 必要ではない 3. どちらとも言えない 】

上記の選択肢を選んだ理由（自由記述）



問5 空き家について

くらしのルール

現状 地区内には空き家と思われる建物があり、適切な管理が行われない場合、倒壊や火災等の危険性があります。

ルール お持ちの建物が空き家の方は、適切な管理をしてください。

上記ルールの必要性について該当する選択肢1つに○をつけてください。

【 1. 必要である 2. 必要ではない 3. どちらとも言えない 】

上記の選択肢を選んだ理由（自由記述）



次に、「建物の建て方のルール」について、お伺いします。(問6～問10)

問6 集合住宅について

建物の建て方のルール

現状 集合住宅に十分な駐輪場やごみ置き場が設置されていないことが、路上駐輪等につながっています。また、そうした問題について管理者に連絡したくても、連絡先がわからないことがあります。

ルール1

集合住宅には、近隣住民に管理者の連絡先がわかるよう、看板等を設置してください。

上記ルールの必要性について該当する選択肢1つに○をつけてください。

【 1. 必要である 2. 必要ではない 3. どちらとも言えない 】

ルール2

集合住宅を建築する際は、十分な駐輪場とごみ置き場を設けてください。

上記ルールの必要性について該当する選択肢1つに○をつけてください。

【 1. 必要である 2. 必要ではない 3. どちらとも言えない 】

上記の選択肢を選んだ理由（自由記述）



問7 ゆとりある敷地の利用について

建物の建て方のルール

現状 大きな敷地が分割され、隣の建物との距離が狭く、密集して建てられた建物があります。そのような建物は、地震や火災等の災害時に危険性が高く、まちの安全性にも影響を及ぼします。

ルール

敷地を分割したり建物を建てる際は、可能な範囲で隣棟間隔を確保するなど、ゆとりある敷地の利用を心がけてください。

上記ルールの必要性について該当する選択肢1つに○をつけてください。

【 1. 必要である 2. 必要ではない 3. どちらとも言えない 】

上記の選択肢を選んだ理由（自由記述）



問8 建物の外観について

建物の建て方のルール

現状 派手な色を使用した建物の外壁や屋外広告物があります。

ルール

建物の外壁や屋外広告物には、派手な色の使用は避けてください。

上記ルールの必要性について該当する選択肢1つに○をつけてください。

【 1. 必要である 2. 必要ではない 3. どちらとも言えない 】

上記の選択肢を選んだ理由（自由記述）



問9 塀などの工作物について

建物の建て方のルール

現状 地区内には、高いブロック塀や大谷石による塀が散見されます。

ルール1

道路に面するブロック塀等は災害時の倒壊による事故を防ぐため、できるだけ低くしてください。

上記ルールの必要性について該当する選択肢1つに○をつけてください。

- 【 1. 必要である 2. 必要ではない 3. どちらとも言えない 】

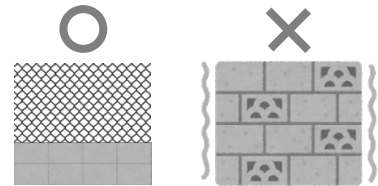
ルール2

道路に面する塀は、フェンスや生け垣等の軽い素材を使用してください。

上記ルールの必要性について該当する選択肢1つに○をつけてください。

- 【 1. 必要である 2. 必要ではない 3. どちらとも言えない 】

上記の選択肢を選んだ理由（自由記述）



問10 電柱について

建物の建て方のルール

現状 電柱が道路上に飛び出したように設置され、緊急車両等がスムーズに通行できない場所があります。

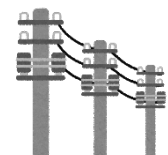
ルール

電柱が通行の妨げとなっている場合は、可能な範囲で電柱を通行の妨げとならない位置に移設するよう、近隣の方や管理者(※)と相談してください。

上記ルールの必要性について該当する選択肢1つに○をつけてください。

- 【 1. 必要である 2. 必要ではない 3. どちらとも言えない 】

上記の選択肢を選んだ理由（自由記述）



※管理者とは、NTT東日本や東京電力等をいう。

まちづくりガイドラインのルール以外の内容についてお尋ねします。

問11 問2～10でお聞きしたルール以外に、どのような内容をガイドラインに記載した方が良いと考えますか。該当するものすべてに○をつけてください。

		回答欄
1	各ルールに関する情報を記載した方が良い。 例) ごみ捨て：不法投棄物を見つけた際の連絡先	
2	当地区の避難場所や消火器等の防災資器材の位置情報を載せた方が良い。	
3	外国人への生活情報を載せた方が良い。 例) ごみの分別方法のホームページアドレス	
4	その他（具体的に： _____ ）	

その他

問12 「上落合東部地区まちづくりガイドライン」に対するご意見・ご感想などあればご記入ください。

以上で設問は終わりです。ご協力ありがとうございました。